

感染防止策強化で 診療所の報酬加算

厚労省、4月改定で方針

厚生労働省は二十五日、

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、地域で診療所

や中小病院が大病院と連携し、院内の感染防止策を強化した場合、医療機関に支

払われる診療報酬を上乗せする方針を固めた。地域全体で支援し感染拡大を止め、医療の提供を継続で

きる態勢を整える。

二十六日の中央社会保険医療協議会（厚労相の諮問機関）で提案、議論を求める。四月の診療報酬改定に盛り込む。

コロナ禍で、診療所や中小病院は十分な感染予防策を取りず、患者を受け入れられなかつたり、院内感染が発生したりする例がみられた。

現在は、入院医療で感染防止策を取った場合に診療

報酬を加算する仕組みがある。医師や看護師、薬剤師、臨床検査技師からなる対策チームの設置が条件となっている。このため、職員が少ない医療機関には対

応が難しい面もあり、診療所の外来診療や、中小病院などの小規模な感染対策チームによる取り組みを新たに設ける。

また、重症者に対応できる専門性の高い看護師を育成、配置する病院への加算も設ける。

感染防止対策支援のイメージ



診療報酬を加算

に対象とする。

その上で、診療所や中小病院は大病院の訓練に参加するほか、感染対策の責任者を置き、感染拡大時に発熱患者、感染者を受け入れ可能だとホームページで公表することが条件となる。

大病院が対策を助言した場合の加算も新設する。また、重症者に対応できる専門性の高い看護師を育成、配置する病院への加算も設ける。